

安平町しょうがい福祉計画

【第7期 令和6年度～令和8年度】

安平町しょうがい児福祉計画

【第3期 令和6年度～令和8年度】

令和6年3月
安 平 町

はじめに

安平町では、「しょうがいのある方、しょうがい児とそのご家族の自己決定と自己選択の尊重」、「利用者本位のサービス体系の構築」、「地域生活移行や就労支援等のサービス提供体制の整備」の3つを基本理念として、平成20年1月に「安平町しょうがい福祉計画」を策定し、しょうがい福祉サービスの提供及び体制の整備に取り組んできました。

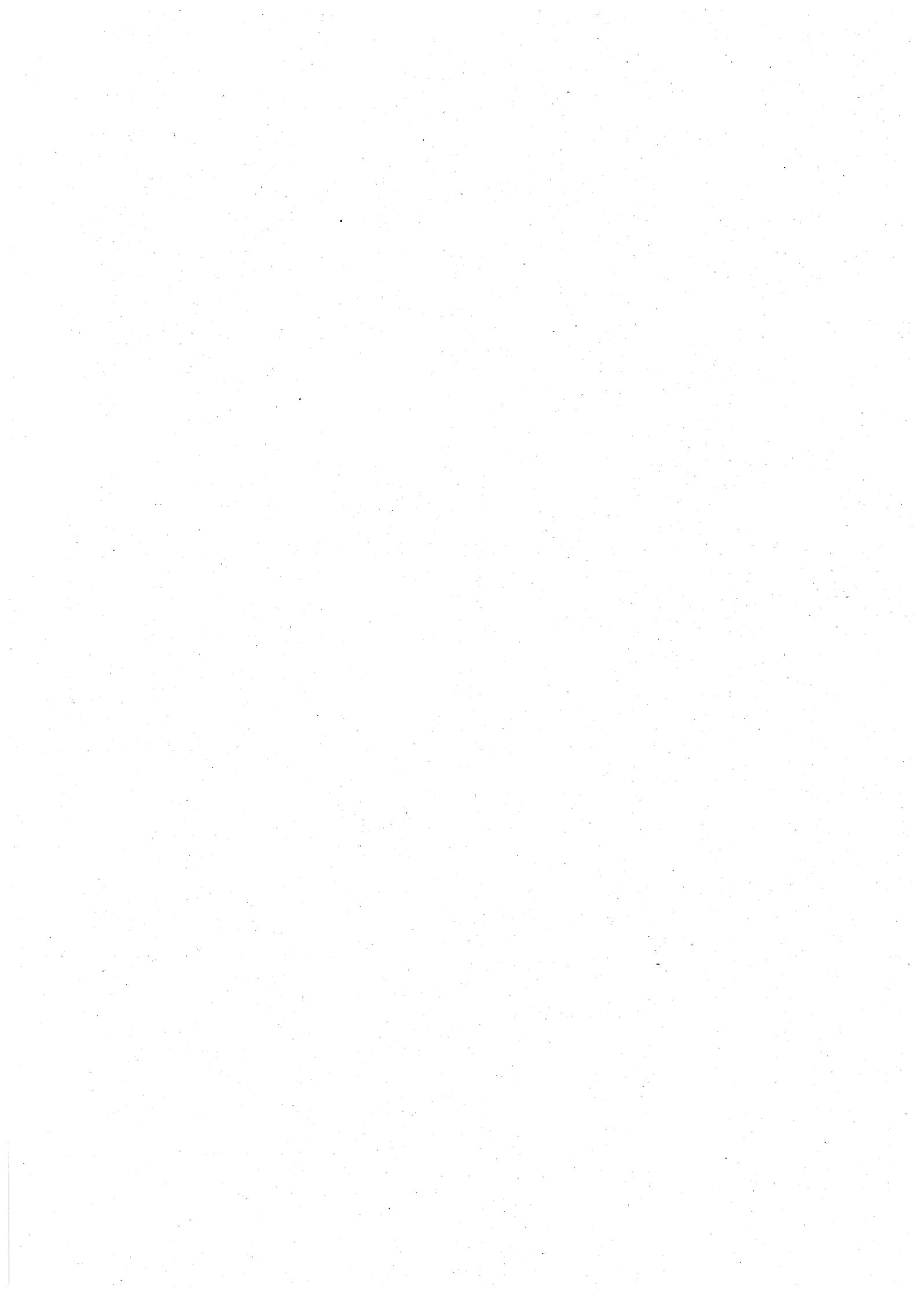
この計画は、障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、国の指針や北海道の障害福祉計画などと整合性を保ちながら、しょうがいのある方が自立した日常生活を営むことができるよう、必要なしょうがい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業、しょうがい児福祉サービスが計画的に提供されるよう、数値目標やサービス量の見込み、これらを確保するための方策を定めたものです。

今後、第2次安平町総合計画で目指す「育てたい 暮らしたい 帰りたい みんなで未来へ駆けるまち」の実現に向けて、町民の皆様をはじめ、各福祉団体及び関係機関の皆様と手を携えて取り組んで参りたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

おわりに、この計画の策定にあたり、「安平町地域福祉総合検討推進会議しょうがい福祉部会」委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提案をいただきました多くの町民の皆様に深く感謝申し上げます。

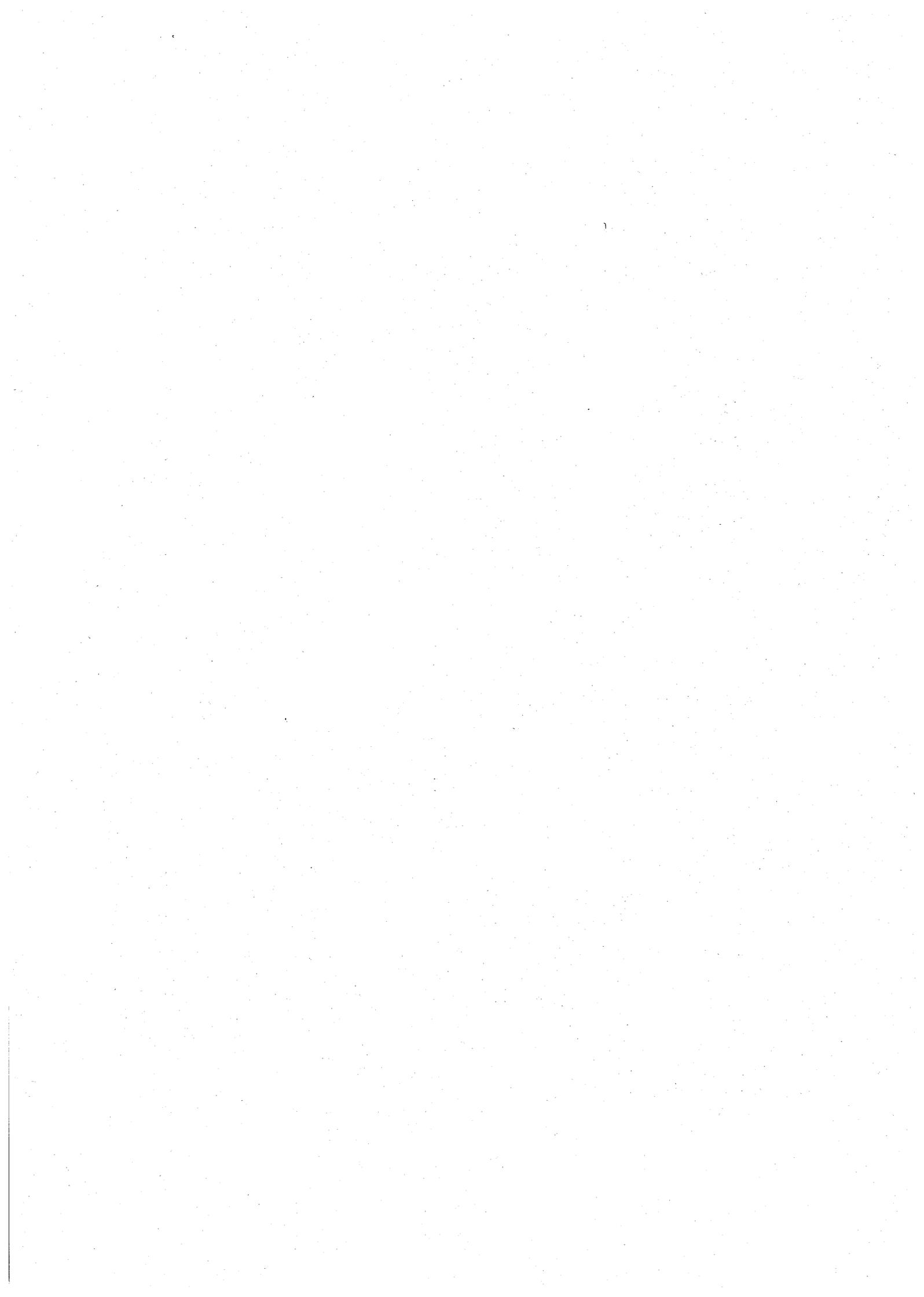
令和6年3月

安平町長 及川 秀一郎



目次

第1章	計画策定にあたって	・・・ P1
1.	計画策定の背景	
2.	計画の位置づけ	
第2章	障害者総合支援法、児童福祉法におけるサービス	・・・ P3
1.	サービスの内容	
2.	サービスの支給決定	
3.	サービスを利用したときの費用	
第3章	安平町におけるしょうがい者の現状	・・・ P11
1.	身体しょうがい者の現状	
2.	知的しょうがい者の現状	
3.	精神しょうがい者の現状	
4.	年齢別しょうがい者手帳交付状況	
5.	しょうがい者福祉制度による各サービス利用者の現状	
第4章	計画の目標	・・・ P16
1.	基本的理念	
2.	基本目標	
3.	令和8年度の数値目標の設定	
第5章	サービスの見込量と確保のための方策	・・・ P22
1.	サービスの種類ごとの必要な量の見込み	
2.	必要な見込量確保のための方策	
第6章	地域生活支援事業	・・・ P25
1.	地域生活支援事業の種類ごとの必要な量の見込み	
2.	必要な見込量確保のための方策	
第7章	総合的なサービス提供体制の確保に向けて	・・・ P27
1.	しょうがい福祉サービス等に関する情報提供の充実	
2.	計画の推進体制	
3.	住民と行政が一体となった推進体制	
	資料	・・・ P29



第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

平成10年代以降、しょうがい者施策の中核を担うしょうがい福祉サービスの提供は「措置費制度」から「支援費制度」、そして「自立支援給付制度」へと移り変わり、現在は身体・知的・精神といったしょうがいの種別に関わらず、共通のサービスを利用できるようになり、契約を通じた自己決定によってサービスを利用できる体制になってきています。

一方で、サービスの提供体制については、需要の急増や地域間格差など課題も顕在化しており、制度運営の将来にわたる持続可能性についても懸念されているところです。

本町におけるしょうがい者施策についても、施設中心のサービスが提供され、軽度の知的しょうがい者や精神しょうがい者に対する地域での就労支援については基盤整備が立ち遅れているのが現状です。

このような現状を踏まえ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」の基本指針に即したしょうがい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保や、計画期間における具体的な数値目標やサービス見込量などを具体的に定め、新しい制度に基づいて円滑な事業実施を図り、しょうがいを持っている方がそれぞれ地域の中で生き生きと暮らすことができる社会の実現を目指すため、障害者総合支援法第88条に定める市町村障害福祉計画として「安平町しょうがい福祉計画」を策定するものです。

第1期～第6期計画では、国の定めた基本的な指針に基づき、しょうがい者の生活支援の基盤整備にかかわる部分について、各年度におけるサービス量等を見込み、計画目標値を明らかにし、必要なサービスが提供されるよう努めてきました。

第7期となる新たなしょうがい福祉計画においても、国の定めた基本的な方針に基づき、令和8年度を目標としてサービスの基盤整備への取り組みに資する目標値、見込量を定めるものです。

また、障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するため、児童福祉法第33条の20にて「障害児福祉計画」を策定することと定められ、「安平町しょうがい福祉計画」と一体的に「安平町しょうがい児福祉計画」を策定するものです。

障害者総合支援法

第88条 市町村は、基本方針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法

第33条の20 市町村は、基本方針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2. 計画の位置づけ

本計画は、上位計画にあたる安平町総合計画（平成 29 年～令和 8 年）を踏まえるとともに国や北海道の計画との整合性を図るものとし、「安平町しょうがい者計画」及び「安平町しょうがい児福祉計画」におけるしょうがい者・児施策と併せ、総合的な障害者自立支援体制の確立を目指します。

区分	安平町しょうがい者基本計画 (安平町しょうがい者計画)	安平町しょうがい福祉計画	安平町しょうがい児福祉計画
法的根拠	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
市町村の策定義務	義務	義務	義務
計画の性格	しょうがいのある方の全般にわたる基本的な事項を定める	指定しょうがい福祉サービスに関する実施計画	指定しょうがい児福祉サービスに関する実施計画
国・道の計画との関係	しょうがい者計画は、国の「障害者基本計画」及び「都道府県障害者計画」を基本にして策定	国の基本方針に則して作成し、市町村福祉計画を積み上げて行く形で「都道府県障害福祉計画」を策定	国の基本方針に則して作成し、市町村福祉計画を積み上げて行く形で「都道府県障害児福祉計画」を策定
計画期間	規定なし	第1期 ・平成 18 年～20 年度 第2期 ・平成 21 年～23 年度 第3期 ・平成 24 年～26 年度 第4期 ・平成 27 年～29 年度 第5期 ・平成 30 年～令和 2 年度 第6期 ・令和 3 年～令和 5 年度 第7期 ・令和 6 年～令和 8 年度	第1期 ・平成 30 年～令和 2 年度 第2期 ・令和 3 年～令和 5 年度 第3期 ・令和 6 年～令和 8 年度
策定後の対応	市町村長は議会に報告するとともに、その趣旨を公表	市町村は遅滞なく都道府県知事に提出	市町村は遅滞なく都道府県知事に提出

本計画は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 か年計画とし、3 年後に見直すこととします。

第2章 障害者総合支援法、児童福祉法におけるサービス

1. サービスの内容

①障害者総合支援法では、日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」、利用者への相談やサービス等利用計画の作成、施設や精神科病院を退所・退院する方への相談支援のサービスとして「相談支援給付」があり、サービス内容として家庭などで利用できる「訪問系サービス」、入所施設などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」、施設に入所して利用できる「居住系サービス」があります（訓練等給付は、自立した生活へ移行するためのサービスなので、基本的に18歳以上を対象としています。）。

訪問系サービス

サービス名	給付の種類	サービスの内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	介護給付	自宅での入浴や排泄、食事の介護などの身体介護、食事の準備や居宅内の清掃などの家事支援といった自宅での生活全般にわたる介護を提供するサービス。
重度訪問介護		重度の肢体不自由があり、常に介護が必要な方に、自宅での介護から外出時の移動支援を総合的に提供するサービス。
同行援護		重度の視覚しょうがいにより、移動が著しく困難な方へ外出同行などを支援するサービス。
行動援護		知的しょうがいまたは精神しょうがいにより、行動が困難で常に介護が必要な方に対する外出時の移動支援や行動の際に生じる危険回避のために援護するサービス。
重度障害者等 包括支援		常に介護を必要とする方の中でも、介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護などのしょうがい福祉サービスを包括的に提供するサービス。

日中活動系サービス(介護給付)

サービス名	給付の種類	サービスの内容
生活介護	介護給付	常に介護を必要とする方に、主に日中にしょうがい者支援施設などで行われる入浴、排泄、食事の介護や創作活動、生産活動の機会を提供するサービス（18歳未満は、児童福祉法に基づく施設給付の対象）。
療養介護		病院などの施設で、主に日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助するサービス（18歳未満は、児童福祉法に基づく施設給付の対象）。
短期入所 (福祉型・医療型)		自宅で介護を行う方が病気などの場合に、しょうがい者支援施設などに短期的に入所し、入浴、排泄、食事介護などを提供するサービス。

日中活動系サービス(訓練等給付)

サービス名	給付の種類	サービスの内容
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	訓練等給付	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間の支援計画に基づいて、身体機能や生活能力向上のための訓練を受けるサービス。
宿泊型 自立訓練		地域移行に向けて、一定期間の支援計画に基づいて、居住の場を提供して在宅復帰における生活能力向上のための訓練を受けるサービス。
就労移行支援		就労を希望する方に、一定期間の支援計画に基づいて、就労に必要な知識や能力の向上のための職場実習や訓練を受けるサービス。
就労定着支援		就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化で生活面の課題が生じている方に、関係機関と連絡調整等を行いながら、課題解決のための相談支援をするサービス。
就労継続支援 (雇用型・非雇用型)		一般企業などで雇用されることが困難な方に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を受けるサービス。

居住系サービス

サービス名	給付の種類	サービスの内容
施設入所支援	介護給付	介護が必要な方や通所が困難な方で、自立訓練または就労移行支援、生活介護のサービスを利用している方に対して行う居住の場の提供や夜間における日常生活上の支援するサービス(18歳未満は、児童福祉法に基づく施設給付の対象)。
自立生活援助	訓練等給付	しょうがい者支援施設やグループホームから単身生活への移行を希望する方に、一定期間巡回訪問や随時対応を行い、単身生活の定着を支援するサービス。
共同生活援助 (グループホーム)		日中に就労または就労継続支援などのサービスを利用しているしょうがい者に対し、地域の共同生活の場での相談や日常生活を支援するサービス。

相談支援サービス

サービス名	給付の種類	サービスの内容
計画相談支援	相談支援 給付	自立した生活を支援し、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによる支援としてサービス等利用計画を作成し、継続した相談支援を行うサービス。
地域移行支援	相談支援 給付	しょうがい者支援施設や児童福祉施設に入所している者、精神科医療機関に入院している患者などを退所する方の地域移行に向けた支援として、住居の確保やその他地域生活移行に必要な相談、同行支援等を行うサービス。
地域定着支援	相談支援 給付	地域移行支援を利用して、単身生活に移行したしょうがい者や地域生活が不安定なしょうがい者に対して相談や訪問による支援を行うサービス。
障害児相談支援	相談支援 給付	自立した生活を支援し、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによる支援としてサービス等利用計画を作成し、継続した相談支援を行うサービス。

②地域生活支援事業は、障害者総合支援法のサービスや児童福祉法のサービス以外にしょうがいのある方が自立した地域生活を営むことができるよう、市町村が実施する事業です。

地域生活支援事業

事業名	事業の内容
理解促進研修 ・啓発事業	日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、しょうがい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化する。
自発的活動 支援事業	自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、しょうがい者等及びその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援し、強制社会の実現を図る。
相談支援事業	しょうがいのある方やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行う。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行う。
成年後見制度 利用支援事業	成年後見制度（知的しょうがい、精神しょうがい、認知症などにより判断能力が十分でない方が不利益を被らないよう、家庭裁判所に申立て、成年後見人などがその方の代理として援助などを行う制度）の利用を支援し、しょうがい等がある方の権利擁護を図る。
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する。
コミュニケーション 支援事業	聴覚、言語しょうがい、音声機能、視覚等のしょうがいのため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の人との意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳などを行う人を派遣する。
日常生活用具 給付等事業	補装具以外の機器などで、日常生活の便宜を図る用具（ストマ用装具や紙おむつなど）を給付する。
手話奉仕員 養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話技術を習得した手話奉仕員の養成研修。
移動支援事業	屋外での移動が困難なしょうがいのある方に対して外出のための支援を行う。
地域活動支援 センター	しょうがいのある方が通い、創作活動または生産活動の提供、社会との交流の促進などの便宜を図る。
日中一時支援	しょうがいのある方を、日中一時的に預かり、活動の場の提供や社会に適應するための日常的な訓練などを行う。
生活サポート	障害支援区分が非該当となったしょうがいのある方に、自立の助長のための相談や助言、家事援助といったサービスを提供。
入浴サービス	家族による入浴介助が困難なしょうがいのある方に対して、施設入浴（施設において行う介助入浴）又は訪問入浴（家庭で行う介助入浴）を行うサービス。

③児童福祉法のサービスとして、しょうがい児に日常生活における訓練や指導を行う「障害児通所支援」と、施設入所により訓練や指導を行う「障害児入所支援」があり、サービス内容として通所施設などで昼間や放課後に利用できる「日中活動系サービス」、施設に入所して利用できる「居住系サービス」があります。

障害児通所支援は市町村で支給決定していますが、障害児入所支援の支給決定は都道府県（児童相談所）が行っています。

訪問系サービス(市町村が決定)

サービス名	給付の種類	サービスの内容
居宅訪問型 児童発達支援	障害児 通所支援	重度のしょうがいにより外出が著しく困難なしょうがい児に、発達支援が提供できるよう、居宅に訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を支援するサービス。

日中活動系サービス(市町村が決定)

サービス名	給付の種類	サービスの内容
児童発達支援	障害児 通所支援	未就学のしょうがい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型 児童発達支援		未就学のしょうがい児（上肢・下肢または体幹の機能にしょうがいのある児童）に発達支援及び治療を行います。
放課後等 デイサービス		就学のしょうがい児に、授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。
保育所等 訪問支援		保育所等に通うしょうがい児に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

居住系サービス(都道府県が決定)

サービス名	給付の種類	サービスの内容
福祉型障害児 入所施設	障害児 入所支援	主に知的にしょうがいのある児童を家庭において療育することができないとき、入所による日常生活全般の支援を行い、自立自活に必要な知識、技能を与える施設です。
医療型障害児 入所施設		重度の知的にしょうがいのある児童及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させ保護、治療及び日常生活の指導を行う施設です。

2. サービスの支給決定

①障害者総合支援法のサービスを利用する場合は、下記の図に示すように、利用申請を行った後、障害支援区分に基づく判定が必要となります。なお、訓練等給付を希望する場合は、障害支援区分に基づく判定は不要です。

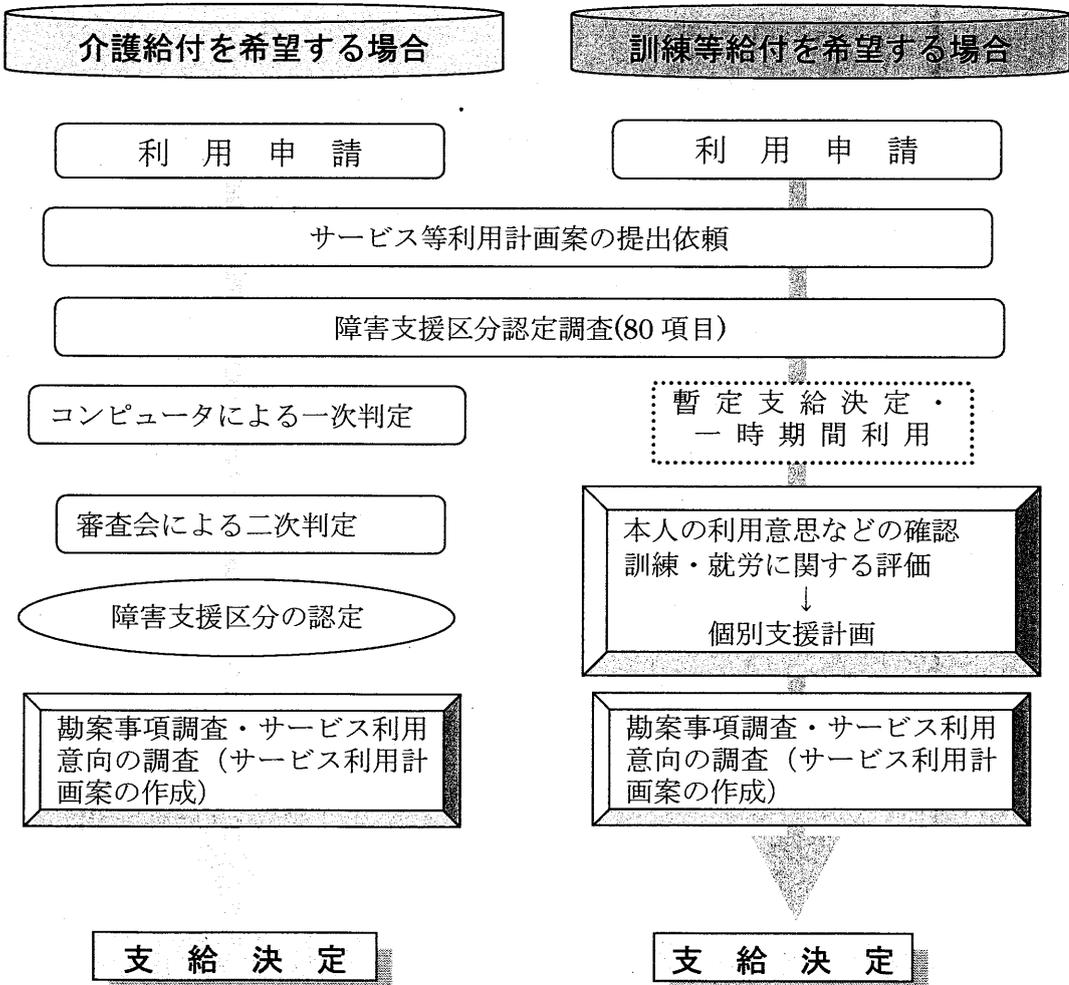
障害支援区分は、最も軽度な「区分 1」から最も重度な「区分 6」までの 6 段階に分かれています。

判定までの手続きは、申請後に所定の研修を受けた調査員がサービス利用者の生活動作の能力（ADL=日常生活動作、IADL=手段的日常生活動作）などについて面接調査を行い、全国共通の 80 項目の調査項目に当てはめ、一次判定を行います。

そのうえで、介護給付を希望する利用者に対しては、医師の意見書や調査員による特記事項を勘案して二次判定が行われます。

この二次判定は、安平町、厚真町、むかわ町の 3 町で共同設置している「東胆振 3 町障害支援区分認定審査会」で行われます。

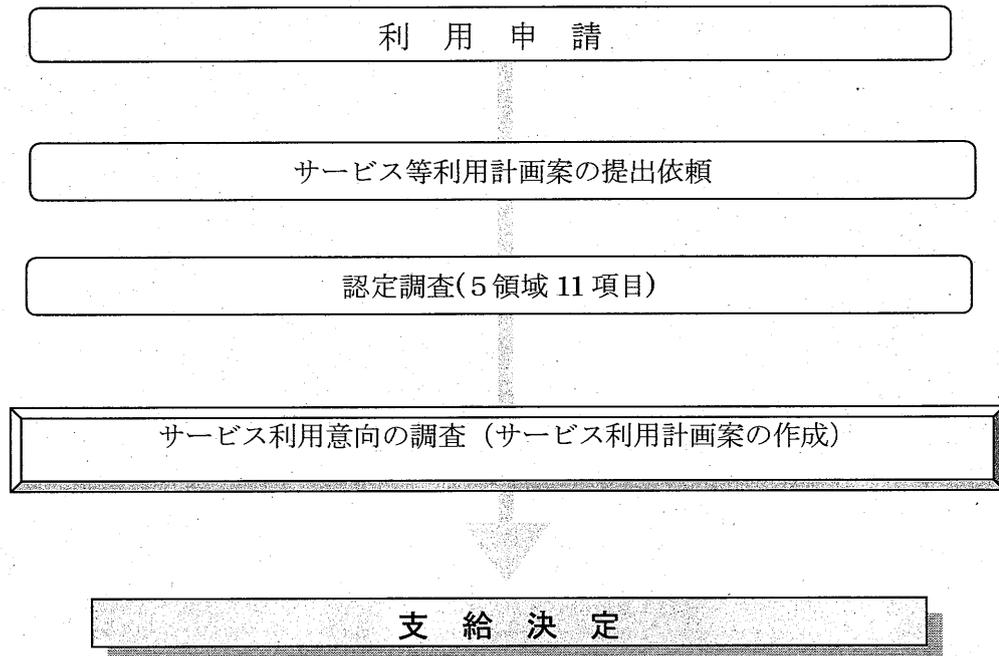
支給決定までの流れ



※ 地域生活支援事業のうち、「移動支援」「地域活動支援センター」「日中一時支援事業」については、上の図の「介護給付を希望する場合」の流れのうち障害支援区分の認定調査や二次判定等を簡素化して支給決定します。

②児童福祉法のサービスを利用する場合は、下記の図に示すような手続きが必要となります。申請後に調査員がサービス利用者の介助の必要性や障害程度を把握し、心身の状況や環境、介助者の状況などについて全国共通の5領域 11 項目の調査項目により面接調査を行った後、支給決定が行われます。

支給決定までの流れ



3. サービスを利用したときの費用

サービスにかかる費用負担は、「しょうがい福祉サービス」、「障害児通所支援」と「自立支援医療」、「補装具費」として、受けたサービスに対して世帯や本人の所得によって負担（応能負担）することになり、また、施設サービスを利用する場合の食費や光熱水費などは全額自己負担となります。

ただし、利用者の負担が大きくなるように、所得の状況によって下記のように軽減措置が適用されます。

- ① 1か月の「負担上限額」が決められています。

居宅で生活するしょうがい者の居宅・通所サービスの利用者負担の軽減

区分	対象となる人	上限額（月額）
生活保護	生活保護を受けている世帯	0円
低所得1	住民税非課税世帯でしょうがい者の年収が80万円以下の人	0円
低所得2	住民税非課税世帯で、低所得1に該当しない人	0円
一般	住民税課税世帯の人で、所得割が16万円未満の人	9,300円
一般	住民税課税世帯の人で、所得割が16万円以上の人	37,200円

施設に入所するしょうがい者の利用者負担の軽減

生活保護	生活保護を受けている世帯	0円
低所得1	住民税非課税世帯でしょうがい者の年収が80万円以下の人	0円
低所得2	住民税非課税世帯で、低所得1に該当しない人	0円
一般	住民税課税世帯の人	37,200円

居宅で生活するしょうがい児・通所サービスの利用者負担の軽減

生活保護	生活保護を受けている世帯	0円
低所得1	しょうがい児の保護者の年収が80万円以下の人	0円
低所得2	住民税非課税世帯で、低所得1に該当しない人	0円
一般1	住民税課税世帯の人で、所得割が28万円以下の人	4,600円
一般2	住民税課税世帯の人で、所得割が28万円以上の人	37,200円

施設に入所するしょうがい児・18歳以上20未満のしょうがい児の利用者負担の軽減

生活保護	生活保護を受けている世帯	0円
低所得1	しょうがい児の保護者の年収が80万円以下の人	0円
低所得2	住民税非課税世帯で、低所得1に該当しない人	0円
一般1	住民税課税世帯の人で、所得割が28万円以下の人	9,300円
一般2	住民税課税世帯の人で、所得割が28万円以上の人	37,200円

※負担上限額は、世帯全体の所得ではなく「本人及び配偶者」のみの所得で判断します。

- ② グループホームを利用する場合、低所得1、2の住民税非課税世帯の利用者に対して、グループホームの家賃が特定障害者特別給付費の支給対象となりました。助成額は月額10,000円を上限に設定されています。
- ③ 同じ世帯にしょうがい者福祉サービスを利用する方が複数いる場合や、介護保険のサービスを合わせて利用している方がいる場合は、合算した額が左記の上限額を超えた分が「高額障害福祉サービス費」として支給されます。
また、高額障害福祉サービス費は補装具費と合算されることとなり、利用者負担が軽減される仕組みとなりました。
- ④ 全額自己負担となっている食費や光熱水費について、20歳未満の施設入所者、20歳以上の施設入所者で住民税非課税世帯に対しては「特定障害者特別給付費(補足給付)」の支給によって負担額が軽減されます。
- ⑤ 以上のような負担軽減策を講じても、定率負担や食費等の実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の月額負担上限額や食費等の実費負担額を引き下げます。
- ⑥ 障害児通所給付費を利用する3歳以上の未就学児における利用者負担については、幼児教育等の無償化により、0円となりました。

利用者負担以外は、市町村(25%)と都道府県(25%)、国(50%)が負担することになっています。

第3章 安平町におけるしょうがい者の現状

本町における身体しょうがい、知的しょうがい、精神しょうがいの3つのしょうがいの現状を北海道と比較しました。

各しょうがい別の現状は次のとおりとなっています。なお、特徴として、人口に占めるしょうがい者の割合が高齢化などの影響により、年々増加傾向にあります。

1. 身体しょうがい者の現状

本町における身体障害者手帳の交付者数は 422 人で、人口に占める割合は 5.77% で北海道平均の 5.62%（令和4年3月末）を若干上回っています。

また、本町における交付者全体の 54.2%を肢体にしょうがいがある方が占め、次いで内部しょうがいのある方が 26.5%となっています。

区 分	安平町	参 考	
		北海道	
肢 体	229	159, 212	
聴 覚	30	24, 270	
視 覚	47	15, 925	
音声・言語・咀嚼	4	3, 025	
内 部	112	87, 723	
合 計	422	290, 155	
人口に占める割合	5.77%	5.62%	
内 訳	在 宅	357	
	施 設	65	

(安平町：令和5年3月末現在)

2. 知的しょうがい者の現状

本町で療育手帳の交付を受けている知的しょうがい者（児）は 98 人となっており、人口に占める割合は 1.3%で、北海道平均の 1.3%（令和4年3月末）と同水準となっています。

区 分	安平町	参 考	
		北海道	
A判定	35	21, 410	
B判定	63	47, 091	
合 計	98	68, 501	
人口に占める割合	1.3%	1.3%	
内 訳	在 宅	66	
	施 設	32	

(安平町：令和5年3月末現在)

3. 精神しょうがい者の現状

本町の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神しょうがい者は40人で、その内入院している方は4人となっており、全体の約9割の方が在宅での生活を送っています。精神しょうがい者の人口に占める割合は0.54%で、北海道平均の1.01%（令和4年3月末）を下回っています。

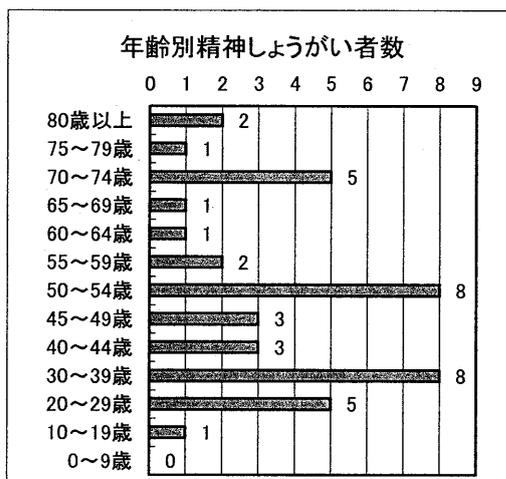
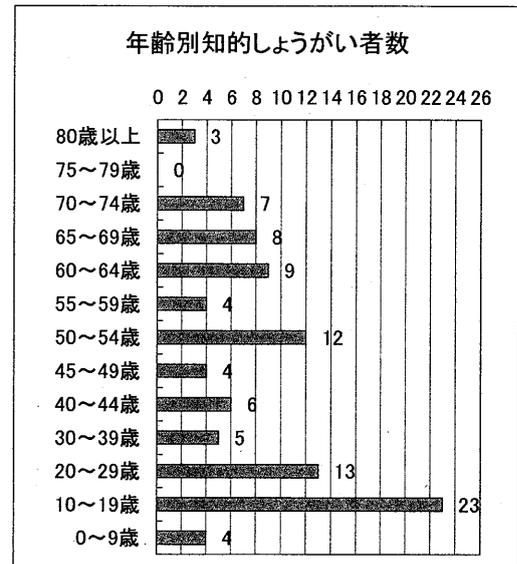
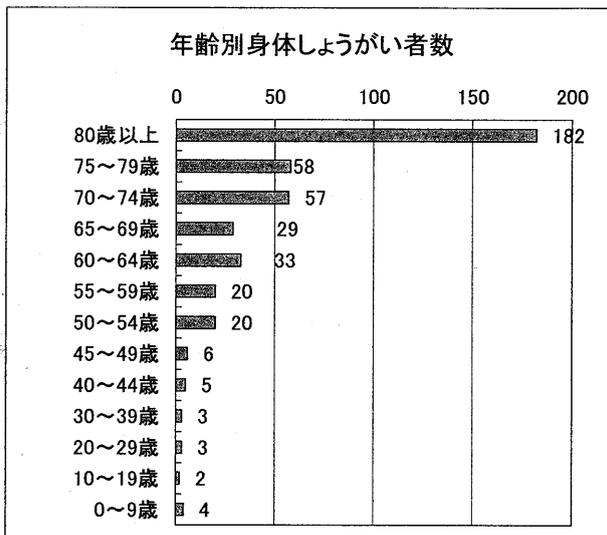
また、精神疾患等の理由により精神科医療機関へ通院する医療費助成制度である自立支援医療（精神通院）を受給している方は、137人となっております。

区 分	安平町	参 考
		北海道
自立支援医療受給者	137	
精神障害者保健福祉手帳保持者		
1 級	3	
2 級	20	
3 級	17	
合計	40	52,250
人口に占める割合	0.97%	0.99%
内 訳	在 宅	36
	施 設 等	4

（安平町：令和5年3月末現在）

4. 年齢別しょうがい者手帳交付状況

- 身体しょうがい者は、65歳以上で約77%を占めており、高齢者の割合が高いことがわかります。加齢による身体状況の悪化や生活習慣病等の影響による内部しょうがい取得の要因となっています。
- 知的しょうがい者は、10～19歳台が一番多くなっており、就学前の発達検査や各種検診による早期発見・早期介入によって低年齢化傾向にあることが特徴です。また、進学先を検討するために、療育手帳を取得するケースも近年では多くみられています。
- 精神しょうがい者は、50歳台の方が多くなっています。なお、手帳の交付を受けていない精神しょうがい者も潜在していることから、各種割引制度の充実などにより今後は手帳所持者が増加するものと思われます。
- 全体では身体障害者手帳の所持者が多くを占めており、しょうがいのある方の高齢化も進んでいることがわかります。



(身体・知的・精神しょうがい者数は令和5年3月末現在)

5. しょうがい者福祉制度による各サービス利用者の現状

本町において、しょうがい福祉サービスを利用している方は、訪問系 8 人、日中活動系 65 人、居住系 49 人、相談支援 22 人、地域生活支援事業 7 人となっています。児童福祉法による障害児通所支援を利用している方は 21 人となっています。

しょうがい福祉サービスの利用者

(令和 5 年 3 月末現在)

サービスの種別	人数	サービスの種別	人数	計 (延べ)	計 (実)
訪問系	8	居住系	49	172 人	92 人
日中活動系	65	相談支援	22		
地域生活支援	7	障害児通所支援	21		

1. 訪問系サービスの利用者

(令和 5 年 3 月末現在)

サービス名	給付の種類	人数	年齢 (内訳)					
			65 歳以上	50 歳 ～ 64 歳	40 歳台	30 歳台	20 歳台	10 歳台
居宅介護	介護給付	5	1	1		2	1	
重度訪問介護		1	1					
同行援護		0						
行動援護		2			1	1		
重度包括支援		0						
サービス利用者計		8	2	1	1	3	1	

2. 日中活動系サービスの利用者

(令和 5 年 3 月末現在)

サービス名	給付の種類	人数	年齢 (内訳)					
			65 歳以上	50 歳 ～ 64 歳	40 歳台	30 歳台	20 歳台	10 歳台
生活介護	介護給付	37	13	13	7	3	1	
療養介護		5	2	3				
短期入所		4			1	2	1	1
自立訓練	訓練等給付	1			1			
就労移行支援		0						
就労継続支援 (A 型)		0						
就労継続支援 (B 型)		18	1	6	2	2	4	3
サービス利用者計		65						

3. 居住系サービスの利用者

(令和5年3月末現在)

サービス名	給付の種類	人数	年齢（内訳）					
			65歳以上	50歳～64歳	40歳台	30歳台	20歳台	10歳台
施設入所支援	介護給付	24	12	8	3	1		
共同生活援助（GH）	訓練等給付	25	5	10	3	2	3	2
サービス利用者計		49	17	18	6	3	3	2

4. 相談系サービスの利用者

(令和5年3月末現在)

サービス名	給付の種類	人数	年齢（内訳）					
			65歳以上	50歳～64歳	40歳台	30歳台	20歳台	10歳台
計画相談支援	相談支援給付	22	6	8	4	1	1	2
地域移行支援								
地域定着支援								
障害児相談支援								
サービス利用者計		22	6	8	4	1	1	2

5. 地域生活支援事業サービスの利用者

(令和5年3月末現在)

サービス名	給付の種類	人数	年齢（内訳）					
			65歳以上	50歳～64歳	40歳台	30歳台	20歳台	10歳台
移動支援事業	地域生活支援	4			1	2	1	
日中一時支援		2				1	1	
入浴サービス		1		1				
サービス利用者計		7						

6. 児童福祉法サービスの利用者

(令和5年3月末現在)

サービス名	給付の種類	人数	年齢（内訳）		
			10歳以上	5歳～9歳	5歳未満
児童発達支援	障害児通所支援	2			2
医療型児童発達支援					
放課後等デイサービス		19	6	13	
保育所等訪問支援					
サービス利用者計		21	6	13	2

第4章 計画の目標

1. 基本的理念

計画の策定にあたり、しょうがいのある方及びしょうがい児とご家族の自立と社会参加を基本とする「障害者基本法」の理念を踏まえつつ、次に掲げる点を基本的理念としました。

- (1) しょうがいのある方、しょうがい児とご家族の自己決定と自己選択の尊重
ノーマライゼーションの理念の下、しょうがいの種別や程度にかかわらず、しょうがいのある方が自分で住みたい場所を選び、必要なしょうがい福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現ができるよう、しょうがい福祉サービスの提供体制の確立を図ります。

しょうがい児の健やかな育ちを支援するため、しょうがい児及びご家族の身近な地域でライフステージに沿って関係機関が連携し、切れ目の無い一貫した支援の提供体制の更なる充実を目指します。

- (2) 利用者本位のサービス体系の構築

しょうがい種別間の格差の是正、サービス水準の地域格差の是正という観点に立ち、地域特性を踏まえた利用者本位のサービス体系の更なる充実を目指します。

- (3) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことのできる地域共生社会の実現に向け、多機関が協働しながら継続的な相談支援を行い、包括的な支援体制の構築に努めます。

- (4) しょうがい児の健やかな育成

しょうがい児及びご家族に対し、しょうがいの疑いがある段階から相談支援を行い、身近な地域で支援する体制整備に努めます。また、しょうがい児及びご家族に対し、しょうがい児のライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援の提供体制構築に努めます。しょうがい児及びご家族が、地域の保育や教育等の支援を利用し、しょうがいの有無にかかわらず、共に成長できるよう、地域社会への参加を推進します。

- (5) しょうがい福祉人材の確保

しょうがい者の重度化・高齢化が進む中においても、安定的にしょうがい福祉サービスが提供できるよう、しょうがい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることを北海道と連携により普及啓発し、人材確保に努めます。

2. 基本目標

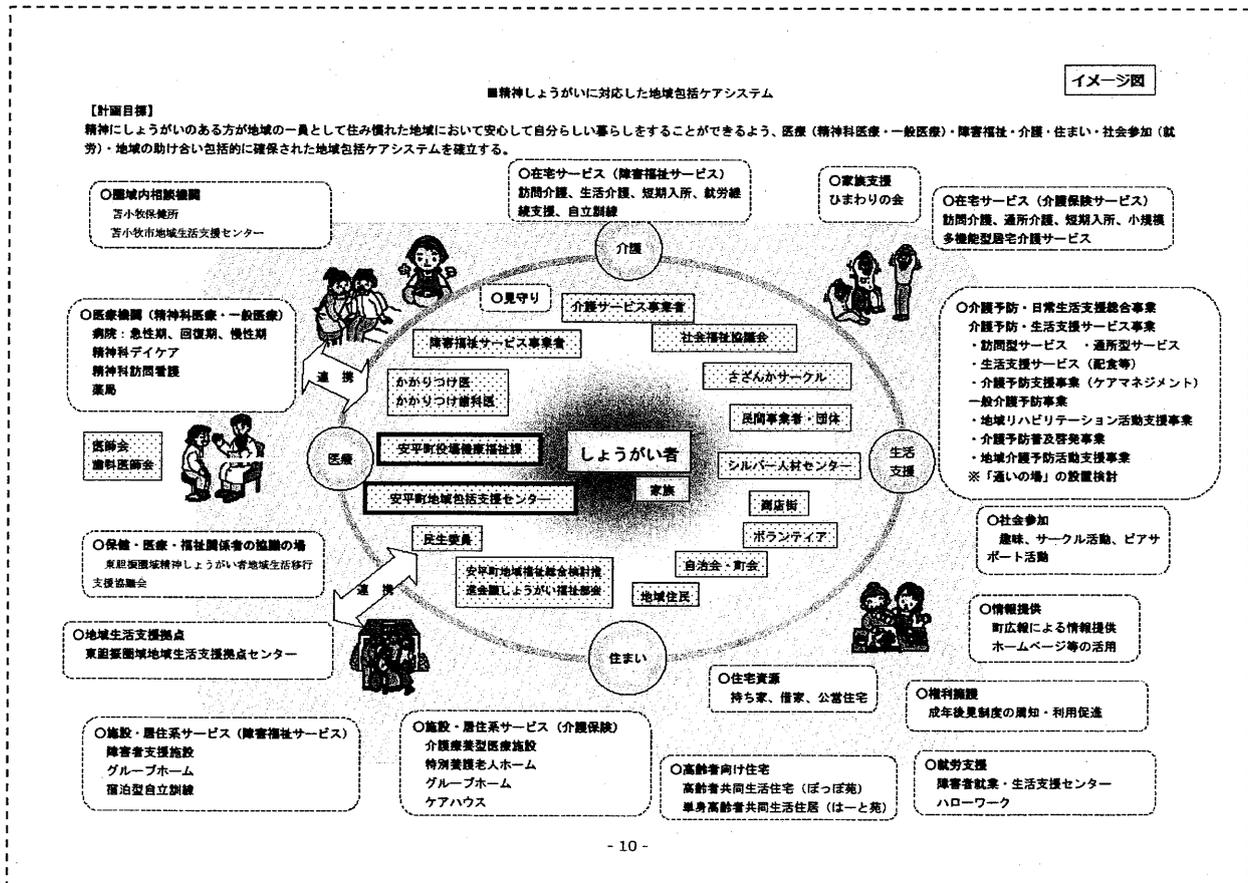
本計画で対象となるサービスの提供体制の整備にあたっては、以下の点に配慮して目標設定を行い、目標達成に向け計画的に取り組んでいきます。

(1) 地域生活への移行促進

福祉施設入所者や病院から地域生活への移行を支援する体制として、地域移行支援と地域定着支援が個別給付化されたことと併せ、地域のグループホーム（共同生活援助）などの居住の場を提供している関係機関や福祉施設、病院との連携を密にし、地域移行を進められるネットワークを活用した連携強化を図ります。

(2) 精神しょうがいに対応した地域包括ケアシステムの構築

精神科病院に長期入院している精神にしょうがいのある方が地域生活へ移行するには、精神科病院や福祉事業者による個別の支援では限界があります。町内に精神科病院はありませんが、長期入院している精神にしょうがいのある方の地域移行は、広域的に推進していく必要があります。「東胆振圏域精神しょうがい者地域生活移行支援協議会」との連携、各精神科病院に設置されている退院後生活環境相談員と連携を図り、精神にしょうがいのある方の地域移行を推進し、地域生活を支援できる地域包括ケアシステムの構築を目指します。



(3) 地域生活支援拠点の機能の充実

安平町では平成 28 年 4 月 1 日より東胆振圏域の 1 市 4 町で「東胆振圏域地域生活支援拠点」を共同設置しました。継続して効果的な事業が運営を目指します。

同センターでは以下の機能を担っています。

①居住支援機能

～住居資源の情報収集。東胆振圏域の地域移行ニーズ調査。

②相談支援機能

～24時間365日の相談支援体制の確保。ピアスタッフの活用促進。

※ピアスタッフとは「しょうがいのある支援者が、自らの体験に基づいて仲間のしょうがいのある方を支援している方」をいいます。

③体験利用の機会及び場の確保

～地域移行に向けた宿泊体験機会の確保。

④緊急時の受入れ対応

～24時間の精神科ソフト救急体制の整備。

⑤専門的な人材の確保・養成

～相談支援スタッフの確保と育成。

⑥地域の体制づくり

～地域生活支援ネットワーク会議の組織化

(4) 福祉施設から一般就労への移行

しょうがいのある方の福祉施設から一般就労への移行、福祉施設においての就労を推進するため、ハローワークや商工会などの関係機関と連携し、一般就労へつなげられるよう、ネットワークの更なる充実を目指します。

(5) しょうがい児支援体制の整備

しょうがい児については、子ども・子育て支援法のほか、障害者総合支援法による居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法によるしょうがい児支援、その他にも教育や保育など、関係法律が多岐にわたっているのが現状です。

母子保健担当、子育て支援担当と連携し、福祉・医療・教育の関係機関において協同できる総合的な支援体制の構築を図ります。

また、しょうがい児への地域支援体制の充実を目指すため、安平町子ども発達支援センターの機能充実を図るとともに、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所と連携を図ります。また、身近な地域で支援を受けることが難しい状況にある医療的ケア児への支援体制の構築を目指します。

(6) 適切なサービス利用を支える相談支援体制の構築

しょうがいのある方、医療的ケア児を含めたしょうがい児及びそのご家族が地域において自立した生活を営むためには、サービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。このため、地域福祉総合検討推進会議しょうがい福祉部会（地域自立支援協議会）（以下「しょうがい福祉部会」という。）の活用による地域の課題解決に向けた体制を作り、保健・医療・教育・福祉の関係機関が連携協議し体制整備を進めます。

相談支援体制（地域自立支援協議会）



3. 令和8年度の数値目標の設定

しょうがいのある方の自立支援に向け、地域生活移行や就労支援などの課題に対応するため、令和8年度を目標年度として、次に掲げる事項について、目標を設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

本町の実情を踏まえ、福祉施設に入所しているしょうがいのある方（26人）の約6%が地域生活へ移行するとともに、令和8年度末の施設入所者数を現在の施設入所者数から5%以上減少することを目指します。

区分		人数	備考
令和5年3月末の入所者数		26人	令和5年3月末現在
※施設入所支援のサービス支給決定者数			※居住地特例含む
目標値 (R8年度)	地域移行数	1人	施設入所からGH・一般住宅への地域移行者数
	施設入所者削減数	1人	施設入所者の削減見込数

※ 国の指針
令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、これに合わせて令和4年度末の施設入所者数を現時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましい。

(2) 精神科医療機関入院患者の地域移行

①精神科医療機関に入院している精神しょうがい者の地域移行を推進するために、支援体制を整備するとともに、令和5年3月末時点で入院している精神にしょうがいのある方の地域移行を目指すために、次のとおり1年以上の在院患者数について数値目標を設定します。

・地域移行目標値

項目	人数	備考
1年以上の在院患者数	4人	令和5年3月末度
令和8年度末までの地域移行目標値	1人	

※ 国の指針
退院後1年以内の地域における平均生活日数、1年以上の長期入院患者数、入院後3か月・6か月・1年時点での退院率を設定することとされている。なお、入院後3か月時点での退院率を69%以上、入院後6か月時点での退院率を86%以上、入院後1年時点での退院率を92%以上。

②精神しょうがいに対応した地域包括ケアシステム構築に向けた障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場については、長期入院している精神にしょうがいのある方の地域移行は、広域的な取組みが必要で「東胆振圏域精神しょうがい者地域生活移行支援協議会」への参画、連携強化に努めます。

(3) 地域生活支援拠点等の充実

しょうがい者の親亡き後、しょうがい者の重度化・高齢化といった諸課題に対応する地域生活支援拠点として、平成28年4月1日より苫小牧市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町の東胆振圏域1市4町で「東胆振圏域地域生活支援拠点センター」を共同設置しました。

また、東胆振圏域の1市4町が圏域全体で必要な生活機能を確認し、地方圏への人口定住を促進する自治体間連携の取組みである「定住自立圏形成協定」において、平成29年8月31日からは東胆振定住自立圏共生ビジョンに「障がい者等の地域生活支援拠点事業」が追加されています。

今後も継続して東胆振圏域で生活しているしょうがい者の地域生活定着支援の拠点として、効果的な事業が運営されるよう、1市4町のしょうがい福祉担当部局、委託先であるNPO法人ラポルトとの連携を深め、個別の事例への支援を積み重ね、運営協議会へ参画し、更なる体制整備を図ります。

また、管内の障害福祉サービス事業所とも連携し、居住支援や体験機会及び場の確保、緊急時の受入れについて協力体制の充実を図ります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者のうち、一般就労への移行推進のため、就労移行支援事業などを通じて、令和8年度までに一般就労に移行する方の増加を目指し、数値目標を次のとおり設定します。

また、胆振日高障がい者就業・生活支援センターかけはしとの連携を強化し、一般就労及び職場定着の支援体制整備を目指し、同センターの胆振日高障がい者雇用支援地域合同会議への参画により、就労支援事業所等との連携強化に努め、就労支援のネットワークの強化を図り、しょうがい者の一般就労移行を推進します。

①一般就労移行者数

項目	人数	備考
一般就労移行者数	1人	令和3年度の実績
令和8年度末までの目標値	2人	※国の指針 移行実績の1.28倍

②就労移行支援から一般就労移行者数

項目	人数	備考
一般就労移行者数	0人	令和3年度の実績
令和8年度末までの目標値	1人	※国の指針 移行実績の1.31倍

③就労継続支援 A 型から一般就労移行者数

項目	人数	備考
一般就労移行者数	0人	令和3年度の実績
令和8年度末までの目標値	1人	※国の指針 移行実績の1.29倍

④就労継続支援 B 型から一般就労移行者数

項目	人数	備考
一般就労移行者数	0人	令和3年度の実績
令和8年度末までの目標値	1人	※国の指針 移行実績の1.28倍

⑤就労定着支援利用者数

項目	目標値	備考
就労定着支援利用者数	0人	令和3年度の実績
令和8年度末までの目標値	1人	※国の指針 移行実績の1.41倍

第5章 サービスの見込量と確保のための方策

1. サービスの種類ごとの必要な量の見込み

サービスの種類ごとの必要な量の見込みは次のとおりです。

	サービス種別	5年度 (見込)	6年度	7年度	8年度
訪問系 (時間/月)	居宅介護	200	200	200	200
	重度訪問介護	10	10	10	10
	同行援護	0	40	40	40
	行動援護	40	40	40	40
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0
	訪問系サービス合計	250	290	290	290
	サービス種別	5年度 (見込)	6年度	7年度	8年度
日中活動系 (人/月)	療養介護	5	5	5	5
	生活介護	37	37	37	37
	自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	1	1	1	1
	宿泊型自立訓練	1	1	1	1
	就労移行支援	0	0	0	0
	就労定着支援	0	0	0	0
	就労継続支援(A型)	0	0	0	0
	就労継続支援(B型)	18	18	18	18
	短期入所(福祉型)	3	3	3	3
	短期入所(医療型)	2	2	2	2
	日中活動系サービス合計	67	67	67	67
居住系 (人/月)	施設入所支援	24	24	24	24
	自立生活援助	0	0	0	0
	共同生活援助(グループホーム)	23	23	23	23
	居住系サービス合計	47	47	47	47
相談支援 (人/年)	計画相談支援	25	25	25	25
	地域移行支援	0	0	0	0
	地域定着支援	0	0	0	0
	障害児相談支援	0	0	0	0
	相談支援合計	25	25	25	25

障害児支援 (人/月)	居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0
	児童発達支援	2	2	1	1
	医療型児童発達支援	0	0	0	0
	放課後等デイサービス	16	16	16	16
	保育所等訪問支援	0	0	0	0
	障害児通所支援合計	18	18	18	18

2. 必要な見込量確保のための方策

(1) サービス事業体制の整備

必要なサービスを提供するしょうがい福祉サービス事業者を確保するため、新規参入の意向がある事業者の把握に努めるとともに、多様な事業者の参入促進を図ります。新規参入した事業者とも連携を図り、サービス内容の充実を図ります。

しょうがい者の重度化・高齢化が進む中においても、安定的にしょうがい福祉サービスが提供できるよう、しょうがい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることを北海道との連携により普及啓発し、人材確保に努めます。

また、人材の確保については、介護保険事業所においても課題であることを踏まえ、介護保険部局とも連携を図り、若者の定住支援も含めた人材確保の支援に努めます。

(2) 関係機関との連携体制の構築

しょうがいのある方の状況に合った、適正で十分なサービス提供量が確保できるよう、下記のように目的別に即したネットワークの構築及び拡充に努め、連携体制の構築を目指します。

①就労支援ネットワーク

就労支援事業所やハローワーク、商工会、就業・生活支援センターとの連携

②地域移行ネットワーク

福祉施設、精神科医療機関との連携

※東胆振圏域精神しょうがい者地域生活移行支援協議会を含む。

③生活支援ネットワーク

しょうがい福祉サービス事業所などの地域生活を支える関係機関との連携

(3) しょうがい児支援体制の整備

安平町子ども発達支援センターでは、未就学児への早期療育、就学後の児童に対して学校との連携による相談支援を実施しています。

更なる機能の充実を図るため、安平町子ども発達支援センターの職員の資質向上、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所をはじめとする関係機関との連携を実施し、しょうがい児への地域支援体制の構築を目指します。

また、室蘭児童相談所、札幌学院大学臨床心理士による巡回児童相談の実施により、しょうがいの早期発見及び早期介入に努めます。

医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を確保できるよう、体制整備を目指します。医療的ケア児の日中活動場所に看護師等を派遣する医療的ケア支援事業を継続的に実施します。

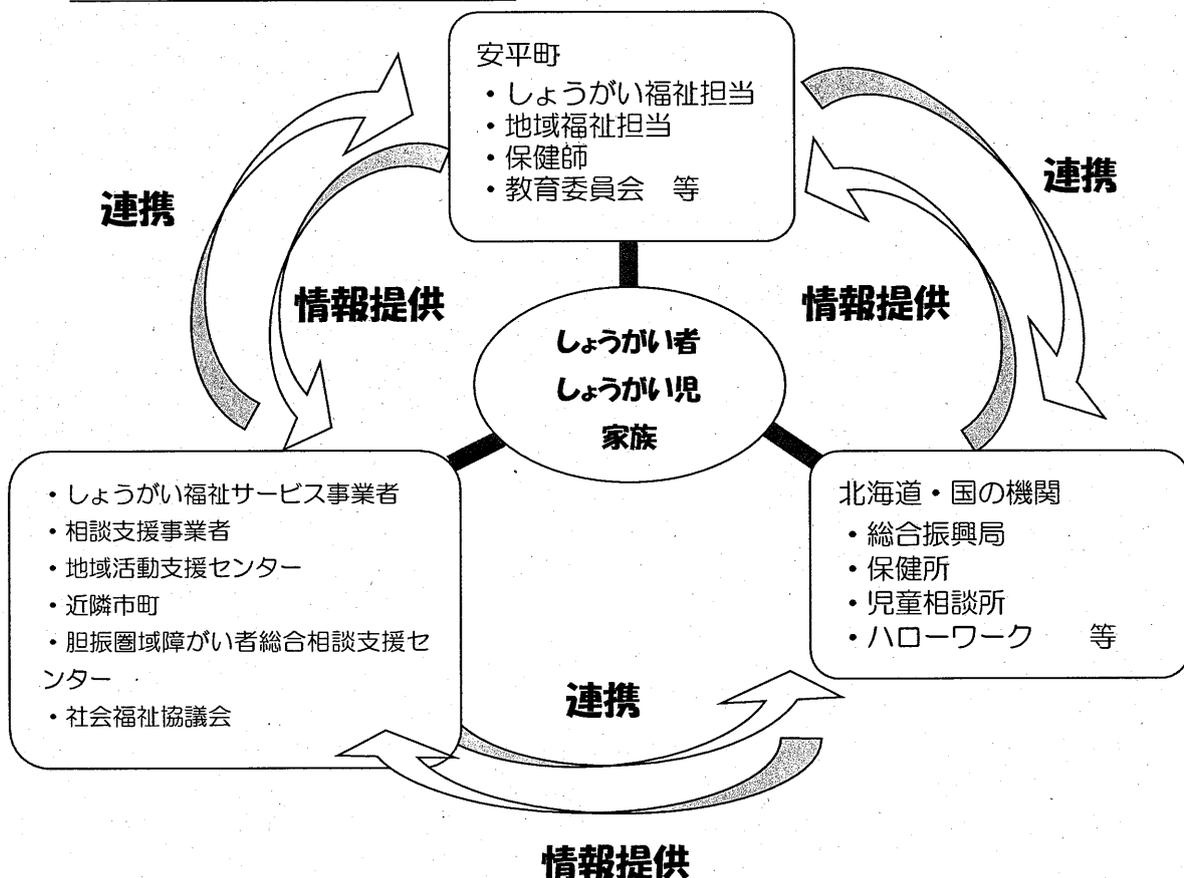
医療的ケア児を含めたしょうがい児及びそのご家族が地域において自立した生活を営むことができるよう、しょうがい福祉部会の活用による地域の課題解決に向けた体制を作り、保健・医療・教育・福祉の関係機関が連携協議し、体制整備を進めます。

また、医療的ケア児に対する総合的な支援体制構築に向け、北海道医療的ケア児支援センターと連携し、関連分野の支援を調整する医療的ケア児コーディネーターを設置し、資質の向上に努めます。

(4) 近隣市町との連携

胆振管内4市7町及び胆振圏域障がい者総合相談支援センターるぴなすとの定期的な情報交換による連携強化を図り、法律の改正や施行による対応方法の検討など、町単独でしょうがい者施策を検討するのではなく、幅広い情報を収集することで本町のしょうがい者施策に活用するよう継続していきます。

情報提供・連携体制イメージ図



(5) しょうがい者等通所等交通費助成事業の実施

必要なサービスを提供するしょうがい福祉サービス事業者の確保に向け、継続して多様な事業者の参入促進を図りますが、就労継続支援サービス等は町内に事業所が無い現状にあります。また、精神科医療機関についても、町内に医療機関が無い現状です。

就労継続支援サービス利用希望者や精神科医療機関への定期通院者の経済的負担軽減を図り、必要なサービス及び医療に繋がることができるよう、しょうがい者の自立や病状の回復を支援するため、「しょうがい者等通所等交通費助成事業」を継続的に実施します。

第6章 地域生活支援事業

1. 地域生活支援事業の種類ごとの必要な量の見込み

地域生活支援事業の実施にあたっては、しょうがいのある方の障害区分、心身の状態、介護者の状況などを総合的に勘案しつつ、必要なサービスが受けられるよう配慮します。

サービス種別	5年度 (実績)	6年度	7年度	8年度
理解促進研修・啓発事業	0	0	0	0
自発的活動支援事業	0	0	0	0
相談支援事業				
相談支援事業				
しょうがい者相談支援事業(箇所)	1	1	1	1
基幹相談支援センター	0	0	0	0
地域自立支援協議会(箇所)	1	1	1	1
しょうがい児等療育支援事業(箇所)	1	1	1	1
市町村相談支援事業機能強化事業(箇所)	0	0	0	0
住宅入居等支援事業(件数)	0	0	0	0
成年後見制度利用支援事業(件数)	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	0	0	0	0
コミュニケーション支援事業(人数)	0	1	1	1
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具(件数)	0	1	1	1
自立生活支援用具(件数)	0	3	3	3
在宅療護等支援用具(件数)	0	2	2	2
情報・意思疎通支援用具(件数)	1	1	1	1
排泄管理支援用具(件数)	200	200	200	200
居宅生活動作補助用具(在宅改修費)(件数)	0	1	1	1

サービス種別	5年度 (実績)	6年度	7年度	8年度
手話奉仕員養成研修事業	0	0	0	0
移動支援事業				
利用見込人数	4	4	4	4
延べ利用時間	150	150	150	150
地域活動支援センター				
基礎的事業				
箇所数	1	1	1	1
人数(定員)	0	0	0	0
日中一時支援事業				
利用者数	2	2	2	2
生活サポート事業(人数)	0	0	0	0
入浴サービス事業(人数)	1	1	1	1

2. 必要な見込量確保のための方策

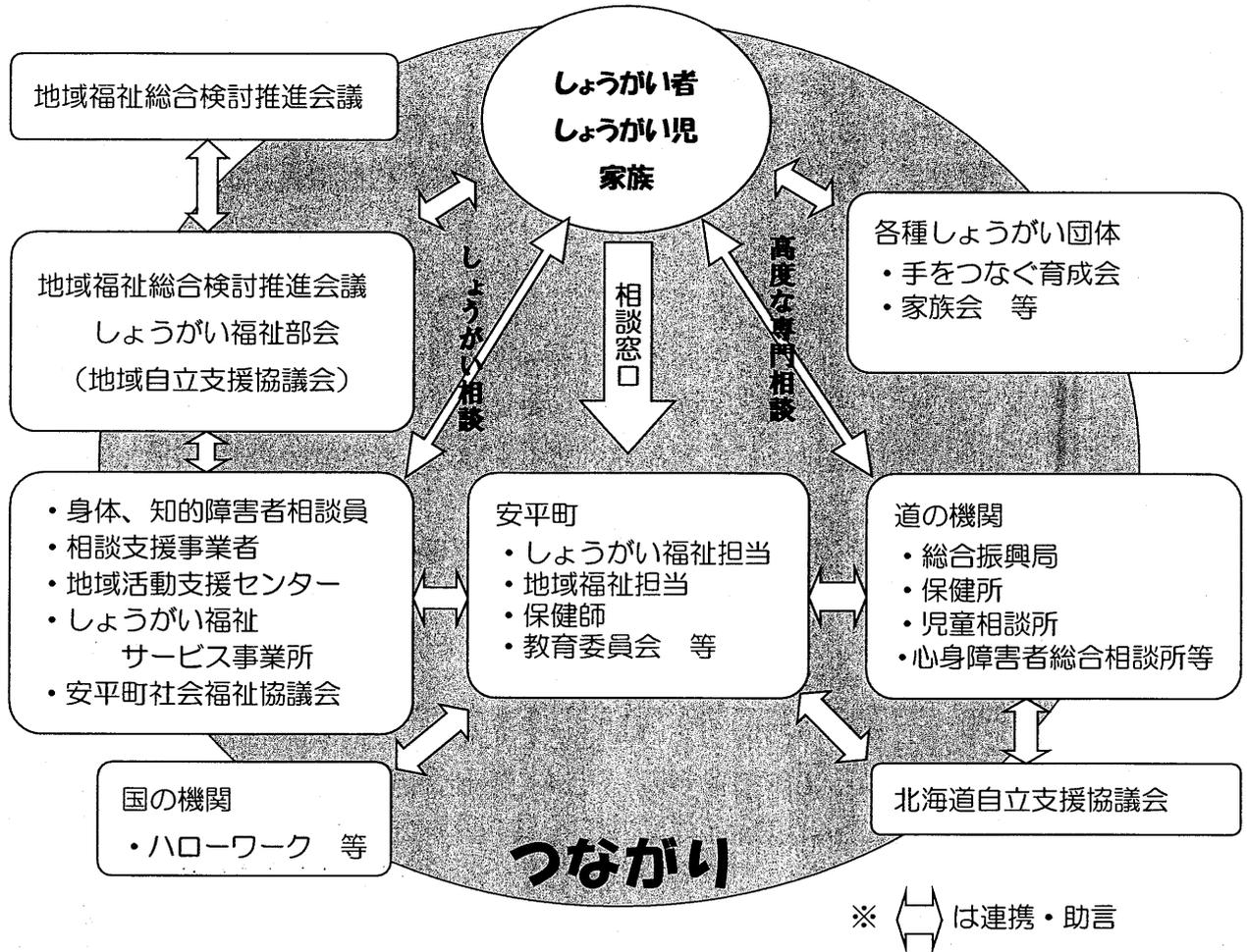
(1) 相談支援事業の拡充

相談窓口や民生委員・児童委員、身体・知的障害者相談員など、地域における身近な相談体制を整備し、日常生活やサービス利用に関する相談に応じるとともに、福祉施策の問題点や改善点をともに検討していくため、しょうがい福祉部会を活用した、地域の相談支援体制やネットワークの推進を図ります。

また、相談からサービス提供までの迅速な対応を図るため、相談窓口や関係機関・団体等の連携強化により、つながりを大切にしながら総合的で継続性のある相談をおこなって参ります。

サービス等利用計画を作成できる体制整備に必要な人材確保を図り、しょうがい者ケアマネジメントによる生活に密接した支援体制と、しょうがい者虐待防止に向けた取り組みを行い、相談支援体制の機能強化に努めます。

相談支援体制（各機関の連携）イメージ図



(2) 成年後見制度の利用促進

しょうがいのある方の権利擁護の取組みにおいて、サービス利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる方に対し、成年後見制度の利用支援を行います。高齢者部局とも連携しながら、令和4年度より東胆振圏域で広域設置したとまこまい成年後見支援センターとの連携を図り、市民後見人の活用体制の整備を図ります。安平町社会福祉協議会で実施している法人後見業務とも連携し、利用体制の充実を図ります。

第7章 総合的なサービス提供体制の確保に向けて

1. しょうがい福祉サービス等に関する情報提供の充実

しょうがい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業などに関する情報が、必要とするすべての方に行きわたるように、窓口での対応のほか、広報紙やホームページ・パンフレット・小冊子の活用により、分かりやすく、かつ、しょうがいの種類に応じた適切な情報提供を図ります。

2. 計画の推進体制

(1) しょうがい福祉部会の開催

本計画の円滑な推進を図るため、しょうがい福祉部会を必要に応じて開催します。また、この部会は、関係団体代表や学識経験者、障害者相談員などで構成し、地域自立支援協議会を兼ねることとします。

(2) 実施状況の点検、評価など

サービスの見込量のほか、地域生活への移行が進んでいるかなどの達成状況を、しょうがい福祉部会において点検・評価します。さらに、必要に応じて、福祉全般に関わる安平町地域福祉総合検討推進会議を開催し、町全体の福祉の視点からの検討を行います。

また、これら点検・評価の結果に基づき、所要の対策を講じることとします。

3. 住民と行政が一体となった推進体制

地域の中で暮らしやすい環境づくりを進めるためには、地域の実情を踏まえながら住民と行政が一体となって施策を推進していく体制が重要となります。そのため、行政施策の展開と併せ、町内各種団体や住民などの理解と自主的な取組みを促進するなど、住民と行政が一体となって施策を推進していく体制の整備に努めます。

また、本計画の推進にあたっては、行政と民間の協働により展開していくことが大切であり、地域福祉推進の要としての役割を担う社会福祉協議会や、住民福祉向上の担い手として活動している民生委員・児童委員、地域活動ボランティアや民間福祉施設などを社会資源として、福祉のまちづくりの実現に努めます。

☆資料

《安平町地域福祉総合検討推進会議》

役 職	氏 名	所 属	備 考
会 長	及 川 秀一郎	安平町長	
委 員	真 保 立 至	安平町社会福祉協議会 会長	地域福祉
〃	戸 田 好 枝	社会福祉法人富門華会 施設長	しょうがい福祉
〃	中 村 力	安平町民生委員協議会 会長	高齢者福祉
〃	佐々木 千花子	安平町民生委員協議会 副会長	介護保険
〃	岸 田 和 也	安平町国民健康保険運営協議会 会長	保健
〃	福 田 剛	はやきた子ども園長	児童福祉
〃	田 中 一 省	安平町副町長	
〃	種 田 直 章	安平町教育長	
〃	阿 部 充 幸	安平町健康福祉課長	
〃	小坂橋 憲 仁	安平町健康福祉課参事	
〃	永 桶 憲 義	安平町教育委員会教育次長	

《安平町地域福祉総合検討推進会議しょうがい福祉部会》

役 職	氏 名	所 属	備 考
部 会 長	戸 田 好 枝	社会福祉法人富門華会 施設長	
委 員	村 上 澄 江	安平町手をつなぐ育成会 会長	
〃	佐 々 木 弘	安平町社会福祉協議会 副会長	
〃	廣 川 由香里	安平町民生委員協議会 主任児童委員	
〃	板 倉 孝 一	身体障害者相談員	
〃	谷 津 優 子	知的障害者相談員	

